

# JIS

## アクセシブルデザインー 消費生活用製品の報知音

JIS S 0013 : 2022

(AIST/JSA)

令和 4 年 2 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市 川 直 樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	松 橋 隆 治	東京大学
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.1.20 改正：令和 4.2.21

官 報 掲 載 日：令和 4.2.21

原 案 作 成 者：国立研究開発法人産業技術総合研究所

(〒305-8560 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央第 1 つくば本部・情報技術共同研究棟 TEL 029-861-2000)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 製品の報知音の一般要求事項	4
4.1 使用者による音量制御	4
4.2 注意音の繰返し	4
4.3 報知音の基本周波数	5
4.4 報知音の周波数の選択	5
4.5 複合音の使用	5
4.6 報知音の停止	5
5 報知音の ON/OFF パターン	5
5.1 概要	5
5.2 操作受付音	6
5.3 操作無効音	7
5.4 終了音	8
5.5 注意音	8
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	11
解 説	12

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 0013:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# アクセシブルデザイン—消費生活用製品の報知音

## Accessible design—Auditory signals for consumer products

### 序文

この規格は、2011年にISO 24500:2010を基に、対応する部分については対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成し、対応国際規格には規定されていない規定項目（入力無効音）を日本産業規格として追加して改正したが、最近の消費生活用製品のユーザーインターフェースの進化に合わせて、更に技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

現在、消費者は、様々な消費生活用製品、すなわち家庭電化製品、情報通信機器、事務機器、ガス・石油燃焼機器、玩具、衛生設備機器、健康器具、写真機などに囲まれている。それらの製品の報知音は、その製品が通常使用される様々な環境で容易に聞き取れ、報知目的を理解できるように設計されなければならない。

この規格は、視覚障害者及び加齢性難聴をもつ高齢者を含む全ての使用者が消費生活用製品を使用するとき、消費生活用製品で用いられる報知音のユーザビリティ及びアクセシビリティを向上させ、それによって消費生活用製品自体を改善するために制定されたものである。ここで、高齢者とは、加齢性の聴力変化が顕著に見られるようになる65歳以上の者を指す。

この規格で規定される報知音のON/OFFパターンは、様々な年齢及び視覚障害の程度の者が参加した実験の結果に基づいて規定された。それらの報知音は、聴取者が報知目的を容易に理解でき、かつ、異なる区分の報知音どうしを混同しにくいことが確認されている。

この規格は、**JIS Z 8071** で規定され、**ISO/TR 22411** で強調されたアクセシブルデザインの原理を採用している。

### 1 適用範囲

この規格は、視覚又は聴覚の障害の有無にかかわらず、使用者が消費生活用製品（以下、製品という。）を使用する際に、その操作又は状態を知らせる手段として用いられる報知音の設計時に配慮する事項について規定する。この規格は、製品の種類及び使用条件に応じて、適切な報知音が使用されることを目的としている。

この規格は、一般に使用される、周波数が一定の報知音（ピープ音とも呼ばれる。）に適用可能である。周波数変化音又はメロディ音には適用しない。

また、この規格は、火災報知音、ガス漏れ警報音、防犯警報音など、他の法規で規制されている音には